

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

テクノエーブ事件 調査再開

2024年9月17日(火)10:00～ 神奈川県労働委員会

9・22 第27回定期大会へ

労働法制の改悪を許さず、全ての労働者が「安心して働き、生活できる社会」の実現をめざして、定期大会を成功させよう！

第27回定期大会

9月22日(日)

13:00開場

13:30開始

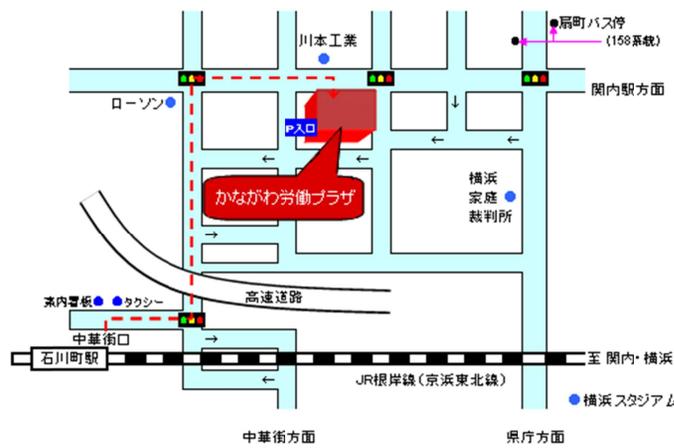
15:30終了

*終了後、別会場にて懇親会開催

神奈川労働プラザ 5・6・7会議室

〒231-0026

神奈川県横浜市中区寿町1丁目4



昨年8月14日、私たち全国一般神奈川は、テクノエーブの2023年春闘の団体交渉を拒否する行為に対し、神奈川県労委に不当労働行為救済申立てを行った。その後、テクノエーブは、23春闘の不誠実団交から団交拒否に至ったことについて認めることも反省することもないまま、ついに6月20日に会社解散に向け業務停止した。

労働委員会は業務停止前に解決を目指すよう和解期日を4月19日、5月14日、6月3日と3回も設定したが、鳥居社長は組合敵視を続け、労働委員会を軽視し続けた。未解決の23春闘要求および24春闘においても、会社解散となることを理由に説明不十分のまま一次回答から一切の歩み寄りを見せようとせず、職場環境は更に悪化した。

同日の団交で代理人はフレンドリーなことはできないと態度を硬化させ、組員に対し債務不存確認訴訟や退職加算金を払わない可能性などを言及した。清算人は争う姿勢を崩さず準備書面を提出し、7月22日に労働委員会での調査が再開された。

経営者が「会社解散してしまえば労働委員会から解放される」と考えているとしたら、それは大きな間違いである。次回労働委員会は2024年9月17日(火)10時です。引き続きのご支援よろしくお願ひします。

(元テクノエーブ組員)

スケジュール

- 9月11日 16時 会社 横浜交通開閉団体交渉
- 9月11日 20時 事務所 ウエーブ 神奈川合同支部会議
- 9月12日 19時 事務所 県共闘幹事会
- 9月13日 労働保険審査会 郵便都筑局労災再審査請求意見陳述
- 9月14日 15時 事務所 全国協第34回定期大会
- 9月14日 15時 事務所 郵政会議
- 9月15日 10時 事務所 機関紙発送作業・大会議案書作成
- 9月15日 14時 寿公園 寿労働相談
- 9月17日 10時 県労委 テクノエーブ県労委調査
- 9月19日 12時 新百合ヶ丘 らぼおるの樹会議
- 9月22日 13時30分 Lプラザ 全国協神奈川第27回定期大会・懇親会
- 9月24日 17時30分 横浜駅西口 JAL横浜西口情報行動
- 9月24日 19時 事務所 第12回担当者会議
- 9月25日 15時 平労会館 神奈川FF1500実行委員会
- 9月25日 19時 事務所 アセック会議・ビステオン会議
- 9月26日 16時30分 会社 ビステオン情報行動
- 9月26日 19時 事務所 県共闘事務局会議
- 9月29日 13時 全水道会館 全労協第36回定期大会
- 9月30日 19時 事務所 神奈川労働相談センター会議

最低賃金全国平均加重平均 1004円から 1055円に！

2024年度改定後の最低賃金（時給）

※単位は円

- A区分
- B区分
- C区分

青森	C	953	北海道	B	1010
秋田	C	951	岩手	C	952
山形	C	955	宮城	B	973
福井	B	984	石川	B	984
山口	B	979	島根	B	962
鳥取	C	957	京都	B	1058
滋賀	B	1017	富山	B	998
新潟	B	985	群馬	B	985
福島	B	955	山梨	B	998
長野	B	1078	埼玉	A	1004
栃木	B	1020	茨城	B	1005
群馬	B	985	東京	A	1163
神奈川	A	1162	千葉	A	1076
和歌山	B	980	奈良	B	986
愛知	A	1077	三重	B	1023
山梨	B	988	静岡	B	1034
岐阜	B	1001	愛媛	B	956
長野	B	998	香川	B	970
山梨	B	988	徳島	B	980
東京	A	1163	高知	C	952
茨城	B	1005	鹿児島	C	953
熊本	C	952	沖縄	C	952
宮崎	C	952			

神奈川労働局は8月29日、2024年度の神奈川の最低賃金を50円引き上げ、1162円とすることを決定した。これにより、県下の最低賃金は10月1日より同額に改定されることになる。

全国一般神奈川は、これより前の神奈川最低賃金審議会にて、神奈川の最低賃金を「時給1500円で全国一律にすること」を訴えてきた。時給1162円になると、パート・アルバイトの賃金は、月150時間働いて17万4300円である。社会保険料や税金を引くと、手取りはさらに減る。さらに、パート・アルバイトで働く労働者は年間106万

円を超えると、所得税、住民税の対象になり、健康保険にも加入するため、更なる負担増となっている。政府はこれらの矛盾が表面化するのを避けるため、年収の壁を意識せず働ける」として、企業に対し、1人あたり10万〜30万の助成金を企業に支給するとしたが極めて不確かな支援策というほかない。

物価上昇の影響の先が見えない中、最低賃金制度が労働者が安心して暮らせる制度には到底なり得てはいないが、労働者の生活を守るため、少なくとも最賃の厳守を点検・監視していく。

(采山)



記

➤ 日時 2024年10月20(日) 11:00~ 野島公園BBQ会場
(横浜市金沢区野島町 24)

➤ 会費 無料

➤ 集合場所 現地、若しくは場所が分からない方は、
シーサイドライン野島公園駅に10:30~10:40に集合

※雨天の場合、中止の連絡があります。

皆さん、暑さもだいぶ落ち着いてきましたが、いかがお過ごしでしょうか。また組合の方々の親睦を深めるため、秋のバーベキューを企画いたしました。毎年恒例の野島公園です。ご多忙かとは思いますが、皆様、ご家族やお知り合いの方にもお声掛け、ぜひご参加下さい。

連絡先：采山 携帯 090-3060-7393
瀧山 携帯 080-1199-0233
メール zyoukamati0465@yahoo.co.jp

今年もまた組合の親睦を深めるため、バーベキュー大会を開催します。皆さん、参加費は無料ですので、ぜひご家族やご友人を誘ってご参加ください。お待ちしております。(瀧山)



2024. 7. 11 本社前抗議・情宣行動

ビステオン・解雇後9力を経て解雇理由を創作 10年を経た前職の新たな業務評価も解雇理由？

9月2日、ビステオン解雇事件第4回弁論が行われました。

昨年末の解雇時の解雇理由は「人事考課結果が低い」でした。地位確認等裁判が提訴されると、「移籍以降約10年間の成績と性格劣共に劣悪と人格攻撃へと変化させました。今回会社提出資料は、準備書面ではなく「陳述書」でした。その陳述人は、昨年12月1日にビステオン社に入社した人物です。従って被解雇当該と共に働いたのは10日未満

です。10年間の数百ページの社内資料をベースにした「陳述書」ですが、その内容は、悪意に満ちた曲解や、意図的な誤解に満ちたものです。更には、移籍前の前職の「評価」まで含んでいます。

それらに丁寧に反証し、会社の企図を打ち砕いていきます。

次回日程は、10月21日10時30分〜準備手続き(ウェブ会議)です。引き続き、皆さんの支援をお願いします。

(藤井)